

福津市景観計画（改訂素案）



福岡県 福津市

福津市景観計画 目次

【序説】景観形成の考え方

1. 景観計画の目的	序-1
2. 景観形成の必要性	序-2
3. 景観計画の位置づけ	序-3
4. 福津市の景観特性	序-4
5. 景観計画の特徴と構成	序-14

【本編】景観計画

第1章 景観計画の区域 [景観法第8条第2項第1号]	1
第2章 良好な景観の形成に関する方針 [景観法第8条第3項]	2
第1節 基本目標	2
第2節 景観形成の基本方針	2
第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 [景観法第8条第2項第2号]	27
第1節 大規模な行為等	28
第2節 景観重点区域等	31
第3節 景観重点区域候補	49
第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針 [景観法第8条第2項第3号]	57
第1節 景観重要建造物の指定の方針	57
第2節 景観重要樹木の指定の方針	58
第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項等 [景観法第8条第2項第4号ロ、ハ]	59
第1節 基本的な考え方	59
第2節 景観重要公共施設とは	59
第3節 景観重要公共施設の指定の方針	60
第4節 整備に関する事項等	61
第6章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項 [景観法第8条第2項第4号イ]	67
第1節 基本的な考え方	67
第2節 福津市の屋外広告物の現状と問題点	67
第3節 屋外広告物に関する景観誘導指針	68
第7章 景観まちづくりを推進するために	69
第1節 共働体制	69
第2節 計画の運用と体制	71
第3節 景観資源の活用	75

【資料】

1. 策定経過等	資-1
2. 用語集	資-4

【序説】 景観形成の考え方

1. 景観計画の目的

景観計画策定の背景

日本のまちづくりは、戦後の急速な都市化の進展の中で経済性や機能性が優先され、美しさの配慮が欠けてきたといわれています。しかしながら、現在、景観に対する国民の関心が高まり、これらを背景として、全国の地方公共団体において景観条例の制定を始めとした様々な取り組みがなされてきました。

平成 17 年の 2 町合併により発足した福津市では、行政区域の拡大に伴って多様な景観資源を有することとなり、独自に景観マスタープラン（計画期間：平成 20 年度～平成 29 年度）を策定してその保全・整備に取り組んできました。

そのような中、景観に関する総合的な法律である「景観法」が平成 17 年に全面施行されました。この法律により、地方公共団体が「景観行政団体」となって「景観計画」や「景観条例」を定めることで、地域の特性を生かした良好な景観形成に向けて、実効性のある取り組みを推進していく環境が整いました。

市においても、景観マスタープランに基づく景観形成をさらに実効的な施策として位置づけるために、平成 25 年 8 月に景観法に定める「景観行政団体」となり、平成 26 年 3 月に「福津市景観計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づいて、市域全体の一体的な景観づくりを見据えつつ、市民共働による景観づくりを進めていきます。

景観計画の目的

福津市景観計画は、景観法の施行および地域住民の意向を踏まえ、福津らしい良好な景観の保全・形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針および景観形成基準等を明らかにし、住民・事業者・行政の共働により良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進し、その実現を図ることを目的に定めることとします。

これに当たり、今後の市民主導による景観まちづくりへの円滑な展開を見据えて、生活者である市民の暮らしの社会基盤施設としての“フットパス”に焦点を当て計画を策定しています。

2. 景観形成の必要性

景観とは？

景観は、海・山・川・田園などの自然や、建物・道路・公園等の人工物といった「形あるもの」だけでなく、これまで育まれてきた文化や歴史のあるまちのたたずまいといった都市の「印象」など、様々なもので構成されています。つまり景観は「目に映るまちの姿だけでなく、見る人が感じ取る印象も含めた幅広いもの」ということができます。

景観形成とは？

良好な景観は、人々の長い時間をかけた生活の営みや努力の積み重ねにより形成されます。

景観形成とは、これらの育まれてきた地域固有の特性を生かし、大切な財産として維持・継承し、さらに新しく創出していく一連の取り組みを指します。

良好な景観の形成には、市民一人ひとりが、身の回りの景観づくりを意識して、持続的に取り組んでいくことが必要です。

景観形成の必要性

市の豊かな自然や歴史的なたたずまいの魅力を掘り起し保全すること、美しく調和のとれたまちなみづくりなどの景観形成を進めることは、市民の地域に対する愛着や誇り、文化を育むことにつながります。

そして景観形成によって創造される身近な緑や水辺、美しいまちなみや歴史的な景観は、ゆとりや潤いのある生活環境をもたらします。

また、個別の観光資源のみならず市全体で景観形成を図ることによって、人々の「訪ねてよかった」という共感を呼び、市の魅力を向上させ、観光や交流を促進することが期待されます。

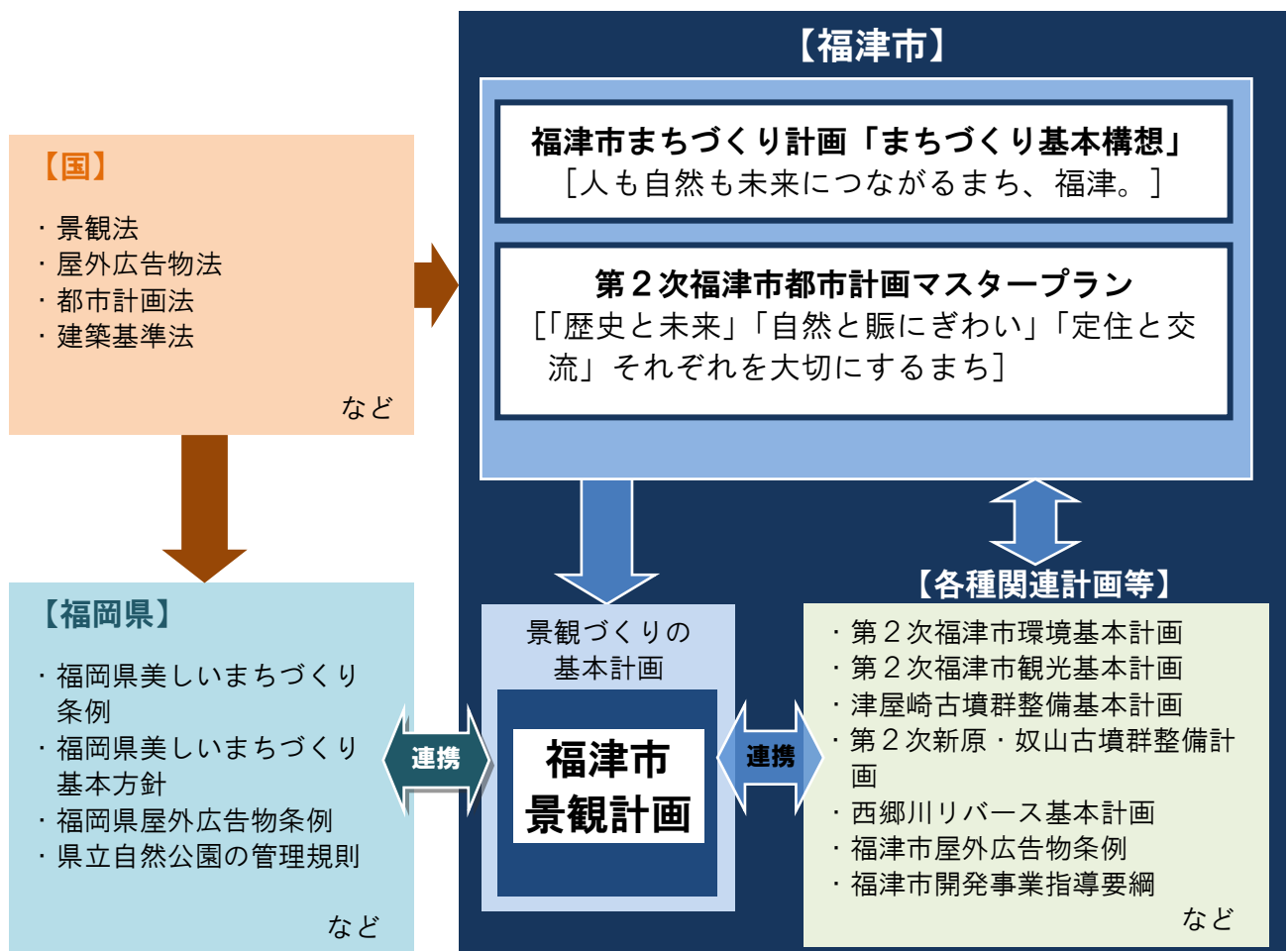
さらに、景観づくりの取り組みを通じて、コミュニティの形成や市民活動の活性化なども期待されます。

3. 景観計画の位置づけ

良好なまちなみづくりを進めるにあたって、美しく魅力的な景観づくりは、必要な条件の一つです。

福津市景観計画は、景観法第8条の「良好な景観の形成に関する計画」として定め、雄大な自然と歴史、文化が織り成す福津らしい景観を“守り”“育み”“つくり”、次世代に誇れる景観を引き継ぐために、目標や方針を達成するための取り組み、景観形成基準等を定めた基本計画です。

今後は、本計画に基づき、市の景観の特性を生かしつつ、更なる景観の魅力向上に資するような景観づくりを進めていきます。



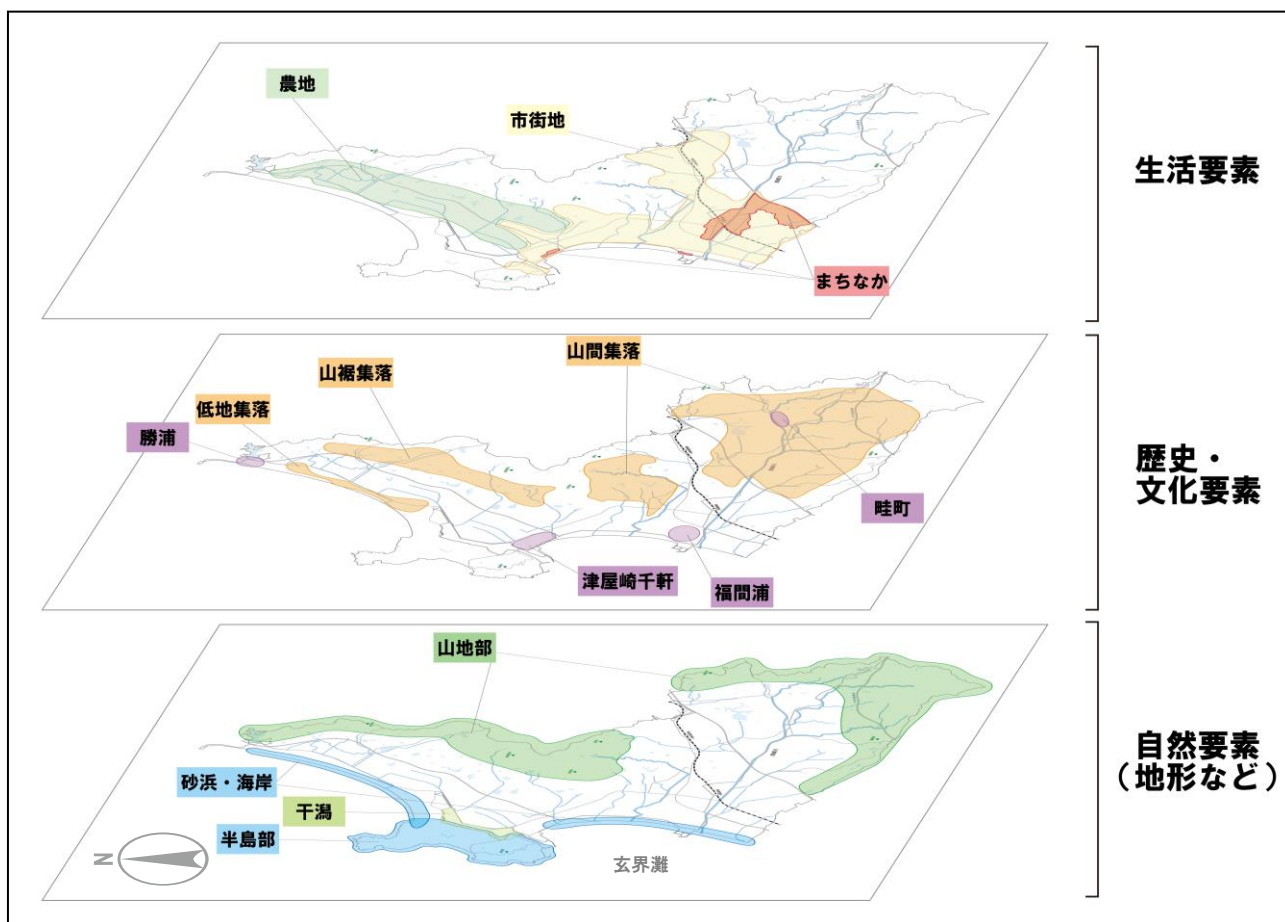
▲福津市の景観計画の位置づけ

4. 福津市の景観特性

計画策定にあたって編成した市民会議「福津市景観まちづくり会議」等における市民意向や、「福津市景観マスタープラン」等を踏まえて、市の主な景観テーマ別の景観特性を整理しました。

(1) 福津市の主な景観の成り立ち

福津市の景観を生み出す要素は主に「自然によって形成されたもの（地形、気候、海、山、川、森等）」、「歴史・文化によって形成されたもの（寺、神社、街道、古くからの集落等）」、そして「現在の人の営みによって形成されたもの（田畑、漁港、商工業地、住宅等）」の3つに分類でき、これらの要素が様々に混ざり合い、福津の景観を生み出しています。



⇒3つの要素が重なり合い、福津固有の景観が形づくられています。

▲福津市の景観を構成する3つの要素

1) 自然によって形成されたもの

市の景観は、地形、気候、海、山、川、森などの自然を土台にして形成されています。その土地全体での景観の雰囲気は、これら土台となる地形により大きく規定されてきます。ここでは、市の特徴的な自然についてみていきます。

●東の山地 西の海 温暖な気候

市の東側は、福岡県を東西に分ける三郡山地の北端部で構成されています。この山地を東の市境として、西側に玄界灘が広がり、その中央に渡半島の隆起した地形を配しています。

玄界灘の対馬暖流等の影響で年間を通して温暖な気候となっており、山地部では豊かな山林が育まれるとともに、海岸部においては長く伸びる砂浜と背後の松林による特徴的な自然景観を形成しています。また西側に広く海域が広がることで、市域からは美しい夕日を望むことができます。

●山地と半島に挟まれた入江と干拓地地形（津屋崎地域）

津屋崎地域は、市の境界となる名児山、桂岳、大石山、対馬見山、在自山等の山地から海へと傾斜が続く地形となっています。この山地と渡半島に挟まれた中央の低地には、かつて内海が広がり勝浦地区から渡半島にかけて砂洲が延びて「海ノ中道」と呼ばれていました。江戸時代の干拓以降は、気候に恵まれた農耕地として背後の山林と共に豊かな自然景観を形成しています。

●山地から西流する河川に沿った傾斜地形（福間地域）

福間地域は、本木山や冠山等の山地から西流する西郷川や手光今川等の河川に沿った傾斜地形を形成しています。上流部は尾根と谷が複雑に入り組んだ地形となっており、各谷からの流れが合流する中流部では川沿いに細長い平地が形成され農耕が営まれています。さらに、河口付近を中心に大きな平地部が形成されています。



▲福津市の地形

2) 歴史・文化によって形成されたもの

市の景観は、土台となる自然という舞台の上に、歴史という人々の生活の痕跡が刻まれて作られた景観です。ここでは、景観を構成している特徴的な歴史・文化についてみていきます。

●東部山地の山麓に形成された史跡・集落群

津屋崎地域の山麓は、古墳時代に宗像氏の墓所として利用され、耕作利用されていたとされる沖積地の背後の丘陵地に、大小 400 基の古墳が作られました。

津屋崎地域の山裾や福間地域の現在の市街地では、弥生時代から集落が形成され、古くから自然と共生した暮らしが営まれていました。

また、古事記、日本書紀等によると、神功皇后(じんぐうこうごう)は、渡韓に際して当地に滞在し、宮地嶽山頂から大海原を望んで祭壇を設け、天神地祇(てんしんちぎ)を祀り、祈願され船出したとあります。その後、神功皇后のご功績をたたえ主祭神として奉斎し、随従の勝村・勝頼大神を併せ、「宮地嶽三柱大神(みやじだけみはしらおおかみ)」として宮地嶽神社に祀られています。

●海と陸の交易中継の地として

市内の勝浦浜、津屋崎、福間浦は、もともと漁業集落として形成されましたが、朝鮮半島や中国への重要な航路、太宰府から京都への重要な航路であったため、海運の拠点として栄えるようになりました。

一方、江戸時代に入ると陸路としての唐津街道が整備され、休憩所として畦町が発展するとともに、福間浦は宗像郡や鞍手郡の年貢の「津出し」の中心地として発展しました。

また、津屋崎の入り江になった海岸を利用して、土手を築いて入浜塩田が作られ、製塩業が盛んになって津屋崎や勝浦浜は塩の輸送の中心地として発展しました。しかし、明治時代には、塩業整理により製塩業は衰退し、塩田が廃止されてその大部分が水田に転換されました。

明治時代に鉄道や国道(国道 495 号、県道 97 号)等の交通が発達し、港や宿場町から鉄道駅に町の中心が変わっていきました。さらに、昭和時代に入ると、西鉄宮地岳線や乗合バスが普及し、交通整備が加速しました。それに伴い、宅地開発も活発化し、鉄道駅や幹線道路沿いを中心に市街地が拡大していきました。

3) 生活によって形成されたもの

現在の市の景観は、自然や歴史という土台の上に、市民の暮らしが重なり合ってきた景観です。ここでは市の現在の生活についてみていきます。

●農業・漁業を生業とする集落の形成

津屋崎地域の山裾や福間地域の西郷川支流周辺を中心に、ため池や支流の水を利用しながら農業を生業とする集落が現存しています。また、津屋崎・福間浦は海運機能こそ失ったものの、漁港や漁村集落は現在も残っており、その歴史を垣間見ることができます。

●海洋レジャー地としての発展

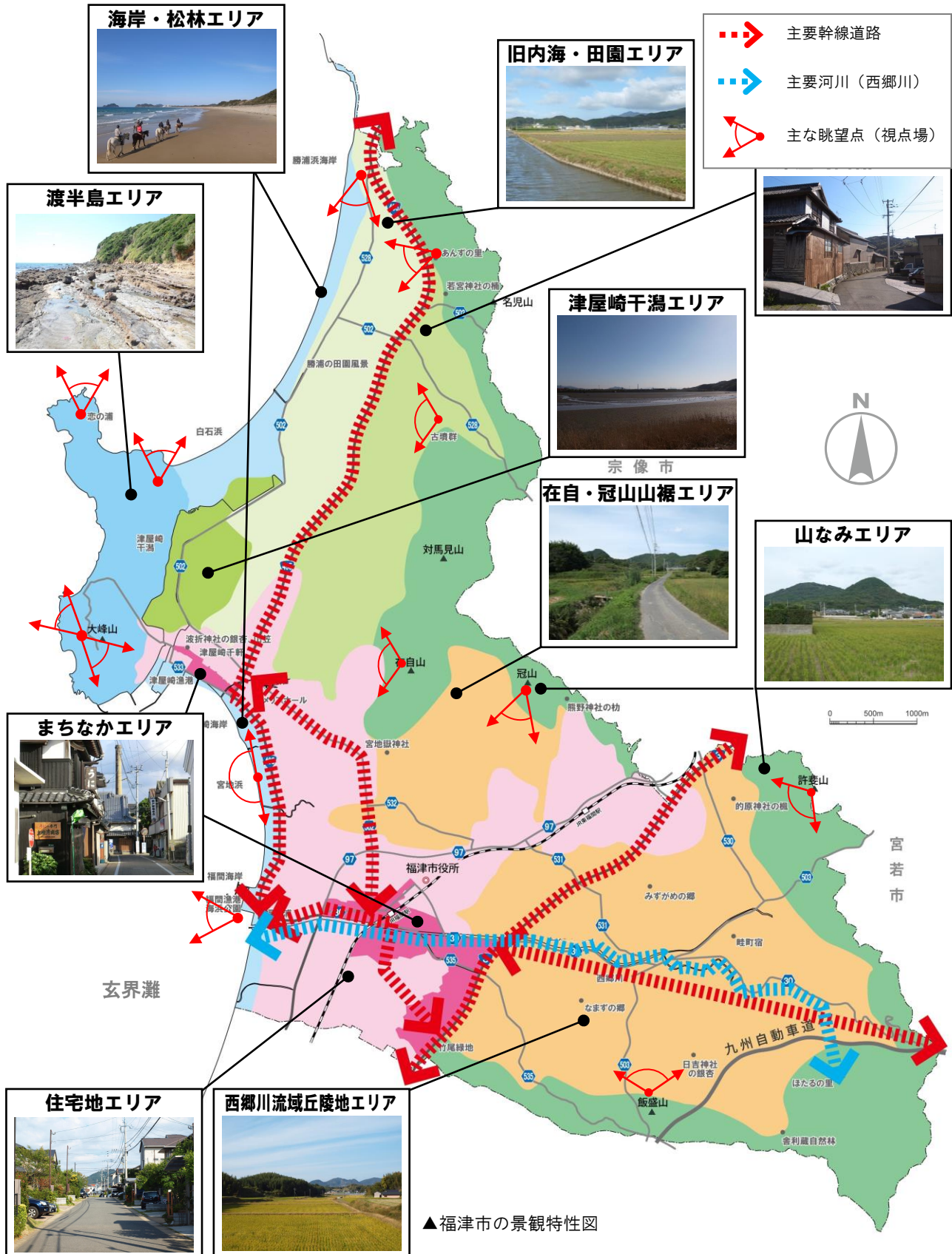
白石浜や津屋崎海岸、宮地浜、福間海岸は、夏場は海水浴場として市内外から多くの人々が訪れています。特に、福間海岸はマリンスポーツのスポットとして人気を集めています。

●ベッドタウンとしての新たな市街地形成

J R 福間駅や J R 東福間駅周辺は主に、福岡市・北九州市のベッドタウンとして、現在も宅地化が進んでいます。特に、区画整理事業を実施した福間駅東区域では、大規模商業施設やマンション・アパート・戸建住宅の立地、利便性とも相まって急速に人口が増加しました。

(2) 福津市の景観特性

福津の景観を構成する3つの要素に応じた10の景観エリアを設定し、市の景観特性を明らかにしました。ここではエリアごとの代表的・典型的な景観も併せて紹介しています。



(3) 福津市の主な景観の価値

福津市の景観特性から見えてくる福津市の景観の価値を整理しました。

自然（渡半島エリア、海岸・松林エリア、津屋崎干潟エリア、山なみエリア）

○福津の「地」をつくる美しい自然景観

- ・福岡県内では数少ない西向きの海岸を有し、水平線に沈む夕日の景観は福津の特徴の1つとなっています。また、青い海と砂浜の背後には松林が広がる白砂青松の景観が広がっています。
- ・海、山、川には希少生物・植物が多数生息し、季節や時間の変化に富んだ自然景観が広がっています。
- ・市内陸部の対馬見山、在自山、宮地岳、許斐山、本木山、飯盛山等の山なみは、市内のどこからでも見え、市の「地」となる緑を形成しています。
- ・これらの美しい自然景観は非常に繊細で、自然の中に派手な建築物や工作物があったり、ごみが散乱したりするだけで、自然が荒廃している印象を与えてしまいます。



歴史・文化（旧内海・田園エリア、津屋崎山裾エリア、在自・冠山山裾エリア、西郷川流域丘陵地エリアなど）

○土地の歴史を感じさせる歴史・文化的資源

- ・市には土地の歴史を感じさせる建造物や空間が点在し、歴史・文化的な景観資源が残されています。
- ・例えば、市北部～中部は宗像氏の墓所だったため、田畑の中に古墳が散在する独特な景観が広がっています。また、畦町は唐津街道の宿場町の情緒を感じさせる建物が残されています。津屋崎千軒は、藍の家を中心に風情のある建物が並び、隣家との間に塀がない港町独特の細い生活道路（スアイ）等、地域の歴史を感じさせる空間も残されています。
- ・しかし、歴史・文化的資源の多くは、その価値が十分に認識されていないため、居住者がいなくなれば、空き家となって管理がされなくなり、すぐに取り壊されてしまう状況にあります。
- ・また、歴史・文化的資源が生み出す歴史的・文化的な趣は、隣にその趣に調和しない建築物や工作物が建つだけで、簡単に損なわれてしまいます。



○福津の原風景となる集落景観

- ・市には、かつての内海の痕跡を見渡すような風景や、西郷川の支流が地形に分け入り、田畑と地形が織りなすきめ細やかな風景など、市には多様な景観が広がっています。何百年も前から脈々と生活が営まれてきた集落や、それと一体となった田畑などは、昔ながらの暮らしが凝縮された原風景であり、福津らしさを構成する重要な要素です。
- ・しかし、これらの原風景はその価値が十分に認識されていません。
- ・そのため、農地転用などによって、田畑の真ん中に田園景観にそぐわない住宅、工場、駐車場などができれば、福津らしい昔ながらの原風景は簡単に損なわれてしまいます。



○“市の顔”にふさわしいまちなみ景観

- ・ JR福間駅や国道3号などの幹線道路は、福津市の玄関口で、“市の顔”となる場所です。JR福間駅周辺は、駅舎をはじめとした近代的な風景が広がると同時に、県道玄海田島福間線沿いには、昔ながらの商店街の風景が広がり、多様なまちなみ景観を楽しむことができます。
- ・ これらの場所が“市の顔”として魅力的な景観であれば、多くの人を惹きつけることができます。
- ・ しかし、これらの場所では、比較的容易に建物を建てることのできるため、何もしなければ、統一感のないまちなみが形成されやすくなっています。



このように、市は自然、歴史・文化、まちなみの景観特性ごとに特徴ある価値を有しており、それらが重なり合って福津固有の貴重な景観を構成しています。

しかしながら、市を取り巻く様々な社会的変化の中には、市の景観価値を減じる方向に作用すると懸念されるものもあり、その社会的な影響を視野に入れながら景観価値を守っていくための仕組みづくりが必要です。

例えば、市内では清掃活動や庭先緑化などの身近な景観づくりへの参加意識が高く、市民・事業者による自主的な景観づくりの動きが見られますが、まだ一部の活動として留まっており、景観に対する市民の意識は決して十分とは言えません。

このような市民の景観形成意識に対して、その更なる啓発のきっかけとなり、さらに市民・事業者と市との共働による景観形成につなげていくための、新たな景観まちづくりの考え方・方策が強く求められています。

(4) 福津の景観特性を代表し、福津景観の魅力を高めるフットパス

1) フットパスからはじめる景観まちづくり

福津市景観計画では、これまでの市の顔となる場所（国道や県道等の幹線道路や主要河川を「景観軸」と位置付け）の景観づくりに加えて、市民の考える大事な景観である「身近な生活景観」を大切にしたい景観づくりを進めていきます。地域住民の長年にわたる自然への働きかけや、風土に根ざした伝統的な生活様式、土地への愛着などの結果として生み出され、維持・管理されてきた「身近な生活景観」は、福津らしさを構成する重要な要素であり、今後、保全・育成すべき景観です。

この「身近な生活景観」を保全・育成していくために、本計画では、“フットパス”に着目しました。

フットパスとは、日常は主として地域住民が利用する生活道路のことで、いわば「暮らしの小径」とも呼べるものです。地域住民が日常的に利用するフットパスは、「身近な生活景観」を見るための良好な視点場となると同時に、他地域の人々の利用が少ないため、地域住民の交流の場所となります。下の写真のような光景がフットパスではよく見られます。

また、フットパスは、自転車や歩行者が頻繁に利用します。もちろん、自動車もフットパスを利用しますが、フットパスでは、様々な種類の移動が共存しているため、互いが譲り合い、ゆっくりとした速度で自動車も走ります。そのため、フットパスを利用する人は、道端に咲く花など小さなものにまで目が届きやすく、フットパスから見える様々な景色を楽しむことができます。



▲交流の場としてのフットパス



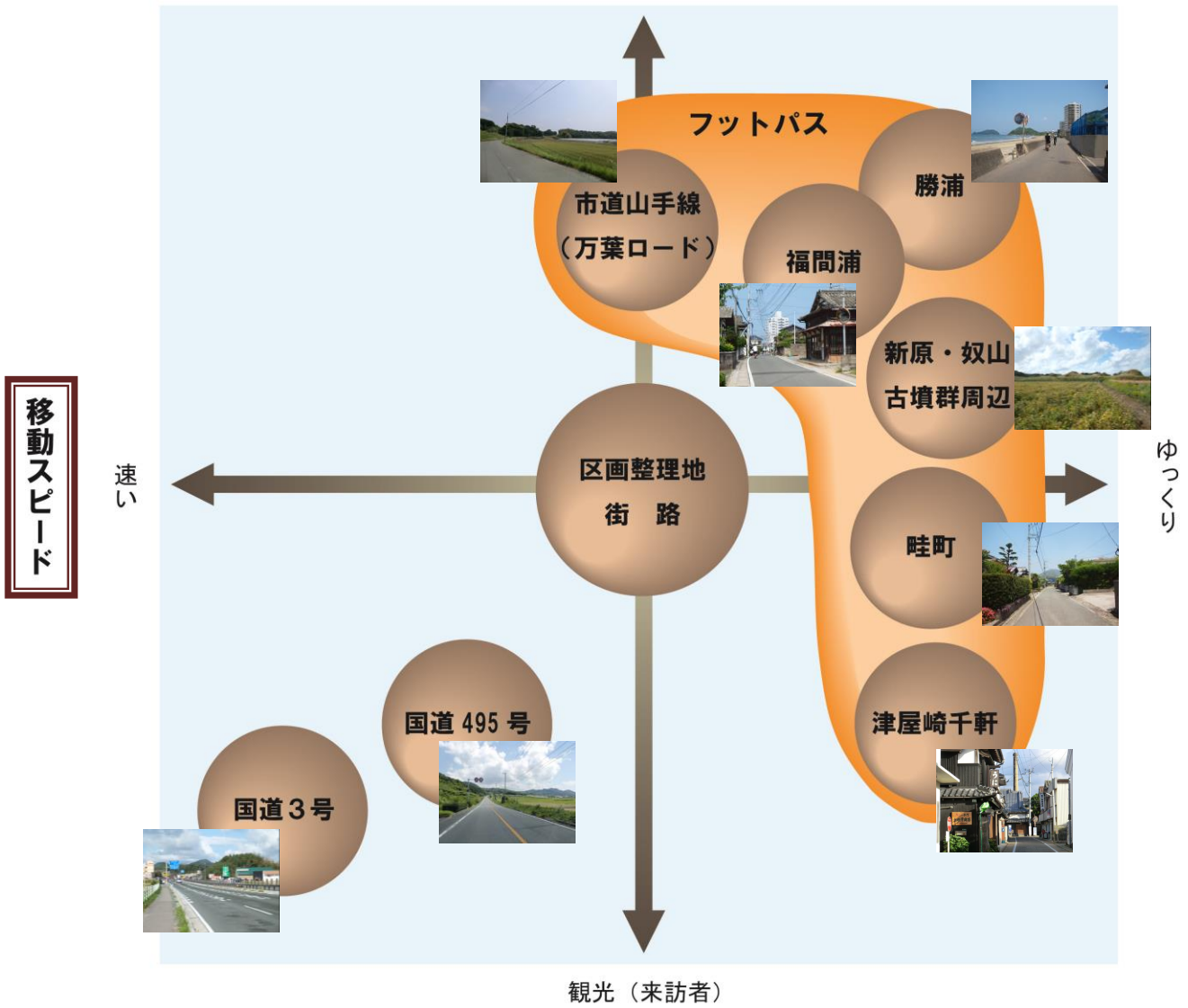
▲ゆっくりとした速度で利用されるフットパス

以上のように、地域住民や来訪者が日常的にゆっくりとした速度で利用するフットパスは、たくさんの身近な生活景観が散りばめられた良好な視点場であり、景観ゾーン毎の景観特性が凝縮された場所となっています。

本計画では、このフットパスから「身近な生活景観」を保全・育成していきます。

ユーザー像

生活（地元住民）

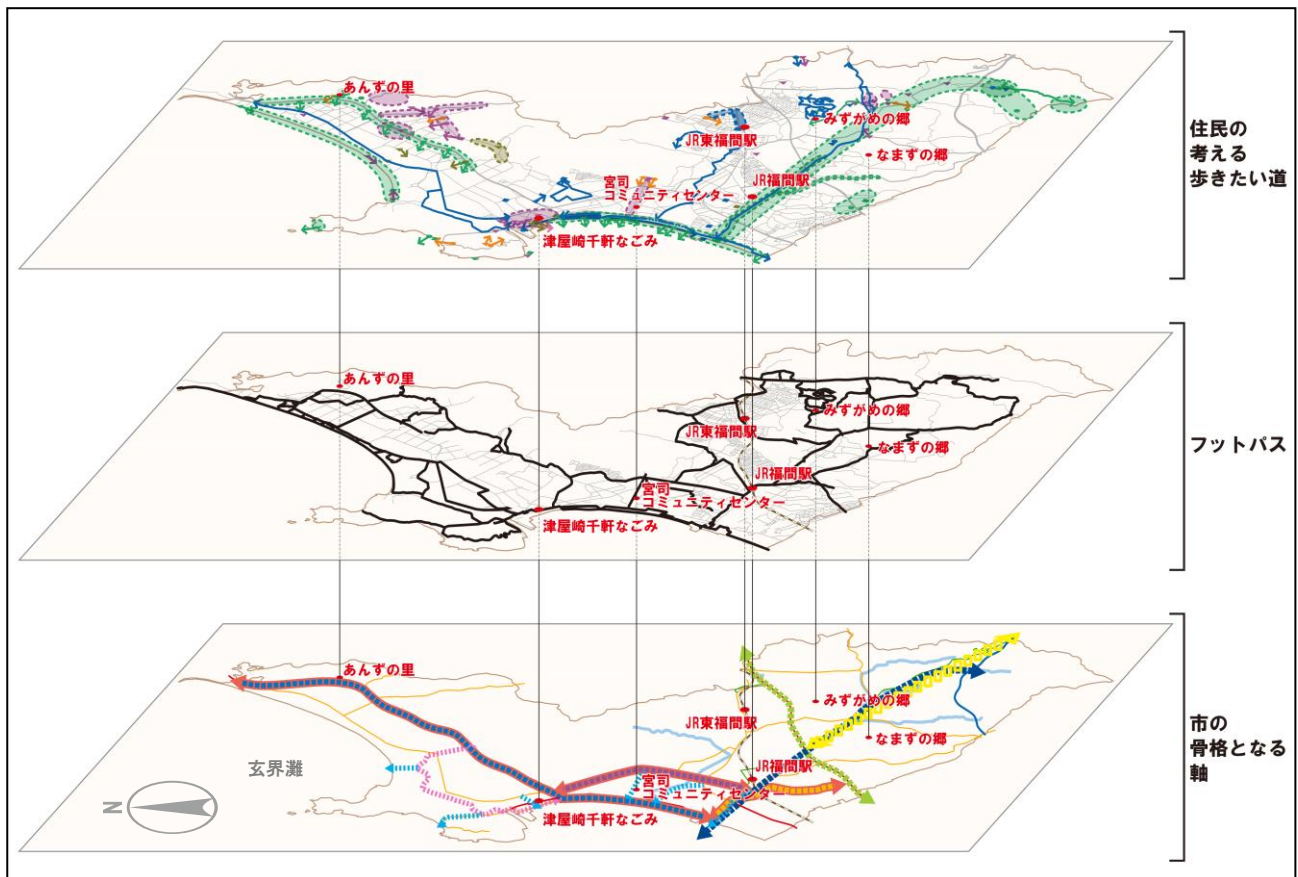


▲フットパスの特性と位置づけ（概念図）

2) フットパスネットワークのあり方

本計画では、市の主要な幹線道路や河川といった景観軸に加えて、主に、景観まちづくり会議で出された「歩きたい・歩かせたい道」を土台に、地域住民が景観を楽しみながら日常的に利用する生活道路をフットパスとして設定しています。

フットパスと景観軸は、市内の農産物直販所や大規模公園などの主要な公共施設で交わっています。これらの結節点で、車から自転車などに乗り換え、来訪者もフットパスを楽しむことができるような関係（フットパスネットワーク）を形成していくことが重要です。これによって、住民や来訪者が市の景観を楽しみつつ、日々の生活やまち歩きを快適に行うための“暮らしの社会基盤施設”としての機能が高まり、ひいては福津全体の魅力が高まるものと考えます。



▲主要結節点で連携する効果的なフットパスネットワーク

以上の考え方をもとに、市におけるフットパスを次の4つに分類し、次のように整理しました。

【フットパスネットワークの4分類】

- ①景観軸：市の骨格となる軸として設定している道路や河川
- ②優先的に保全していくフットパス：景観まちづくり会議での意見や他の計画での位置づけ等を踏まえて、優先的に保全していくべきと判断したフットパス
- ③主に生活者が利用するフットパス：地域の方が主に生活や通学・通勤のため利用しているフットパス
- ④主に観光者が利用するフットパス：道沿いに景観資源や良好な眺望が特に集中する、来訪者に見せたい・歩かせたいフットパス

5. 景観計画の特徴と構成

福津市景観計画では、前項までで整理した景観特性やフットパスの分類等を踏まえて、これらに対応したいくつかの特徴あるとりまとめを行っています。

この項では、本計画におけるこれらの特徴を紹介するとともに、その特徴を生かした景観計画の全体構成について説明します。

(1) 福津市景観計画の特徴

●景観ゾーン毎に、「良好な景観形成に関する方針」を示します。

市の景観は、自然要素、歴史・文化要素、生活要素を3つの基本要素として10のエリアに区分することができました。これらを5つの景観ゾーンと2つの景観軸へ戦略的に再区分し、景観ゾーン・軸毎に「良好な景観形成に関する方針」を示します。

●身近な生活景観を大切にしたい景観まちづくりに向けてフットパスに着目し、「景観重点区域」および「景観重点区域候補」を設定します。

市では、福津景観の重要な位置を占める「身近な生活景観」を大事にした景観まちづくりを進めていきますが、この身近な生活景観は、言い換えれば小さい範囲での「文化的景観」であり、それを最も良く体験できる場所がフットパスであると言えます。そのため、景観ゾーン毎の景観形成方針に沿って、特に重点的に景観形成を図っていく「景観重点区域」の選定においては、市民会議「景観まちづくり会議」で検討された主なフットパスを囲む一定のエリアに着目して優先的に区域指定します。これらの区域では、「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」をその他の区域とは別に設定し、積極的に景観形成を図ります。

また、将来的に景観重点区域として今後検討・合意形成を図っていこうとする区域を「景観重点区域候補」として選出し、望ましい景観のあり方も併せて示します。

●昔ながらの原風景の保全と人が集まる景観づくりの推進のため「眺望景観重点区域」を設定します。

市の北部一帯はかつて内海だった田園、防風林ともなっている松林、山裾や海岸沿いに点在する集落などで構成される、いわば「昔ながらの原風景」です。ここには現在、世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産である「新原・奴山古墳群」もあり、高台から古墳群、田園地帯、海までの眺めは他に類を見ない素晴らしいものとなっています。

この素晴らしい「眺め」を保全し、人が集まる景観づくりを進めるため、古墳群を主役とした眺望点（視点場）を設定し、そこからの眺めを重点的に保全する「眺望景観重点区域」を設定します。

(2) 福津市景観計画の全体構成

福津市景観計画は、景観法に規定された計画構成を基本として、全体を7つの章で構成します。

●第1章では、景観計画の対象範囲となる「景観計画区域」を示します。

この区域内においては、良好な景観形成を推進するために、第2章から第6章に規定される景観形成の方針や行為制限等がかかります。

●第2章では、景観計画区域における「良好な景観形成に関する方針」を示します。

まず、基本目標として、景観計画区域全体における景観形成に向けた理念を示します。

さらに、市全体の景観特性に基づいて市内を7つに区分した景観ゾーン・軸毎に、その景観特性および課題を整理し、その課題解決に向けた景観形成の方針を示します。

●第3章では、景観形成の方針に沿って具体的に良好な景観形成を図るための建築行為・開発行為等に関する制限事項を示します。

まず、景観形成区域全域における大規模な建築行為・開発行為等に対して、景観形成に向けて守るべき制限事項（景観形成基準）を示します。

続いて、フットパスおよびその周辺エリアを対象として特に景観形成を重点的に図るべき、景観重点区域および眺望景観重点区域を指定し、その区域内での建築行為・開発行為等で届出対象となる行為の種類、およびそれらの行為において守るべき制限事項（景観形成基準）を示します。

さらに、今後の景観まちづくりの機運の高まりに応じて「景観重点区域」として追加指定が望まれる「景観重点区域候補」についても紹介し、今後の景観形成のあり方を検討しています。

●第4章では、景観計画区域内に点在する重要な景観資源としての建造物や樹木等を、景観法に基づく「景観重要建造物」「景観重要樹木」として指定する際の方針を示します。

今後、この方針に基づいて指定を行い、重要な景観資源として保全・整備を積極的に図ります。

●第5章では、景観計画区域内で良好な景観形成に向けてランドマークとなるような道路・河川等の公共施設を、景観法に基づく「景観重要公共施設」として指定し、景観要素としての質の向上に向けた考え方を示します。

今回指定されていない公共施設についても、今後、この方針に基づいて指定を行い、重要な景観要素として保全、整備を積極的に行います。

●第6章では、景観計画区域内での屋外広告物（一定期間継続して公衆に表示される看板、はり紙、広告塔等）について、その表示等の制限に対する基本的な考え方を示します。

具体的な制限等については、この計画内容に応じ福津市屋外広告物条例を定め運用しています。

●第7章では、福津市景観計画に基づく景観形成を推進していくための運営体制・運営方法および市民との共働による景観まちづくりの進め方に関する考え方を示します。

景観まちづくりの実働に向けて、今後、必要な事項を整理しています。